

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定に基づき承認しましたので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第1条の3第3項の規定により公告します。

令和7年12月9日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者の数（土地所有者）

9者

3 現資格者（使用収益権者）の数

1者

4 申出に係る土地

名古屋市港区西福田五丁目2109番ほか21筆

名古屋市農業委員会事務局農政課